

令和8年第3回淡路市教育委員会	
日 時	令和8年3月26日(木) 午後2時30分～午後4時35分
場 所	淡路市役所本庁舎2号館大会議室4, 5
出席者	<p>教育長：角村光浩</p> <p>教育委員：田中道代(職務代理)、岸本伸明、丹野典子、久保雅一</p> <p>教育部長：水名口博行</p> <p>教育部長兼指導主事：山本 哲</p> <p>教育部付部長(スポーツ振興担当)兼スポーツ推進課長：片平吉昭</p> <p>教育部次長兼教育総務課長：岡山正道</p> <p>教育部次長兼社会教育課長：平本雅稔</p> <p>教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治</p> <p>教育部社会教育課付課長兼津名図書館長：済藤昌希(欠席)</p> <p>教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健</p> <p>教育部学校教育課付課長(給食センター施設長)：向井 望(欠席)</p> <p>学校教育課特命参事兼指導主事：井高正和(欠席)、田村真央</p>
<p>1. 開 会</p> <p>岡山次長</p> <p>ただ今から、令和8年第3回淡路市定例教育委員会を開催します。</p> <p>なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので成立します。</p> <p>開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。</p> <p>2. 挨拶</p> <p>角村教育長</p> <p>(教育長挨拶)</p> <p>3. 前回会議録の承認について</p> <p>岡山次長</p> <p>ありがとうございました。次に、令和8年第2回定例会の会議録につきましては、3月19日に送付しております。前もって御確認いただいていると思いますが、何か訂正なり、御意見がありますでしょうか。</p>	

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、第2回定例会会議録の署名については、岸本委員、田中委員にお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、丹野委員、久保委員にお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、ないようでございますので、これからの会議の進行については、角村教育長をお願いします。

6. 議事

角村教育長

それでは、失礼します。ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事

務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りいたします。

会議規則第7条第1項で、会議は原則公開となっておりますが、同条ただし書及び地教行法第14条第7項ただし書の規定により、出席者の3分の2以上の特別多数決で議決した場合は、非公開とすることができます。

本日の会議では、「7 協議・報告事項」中、報告第5号「教育委員会の職員の任免について」及び報告第6号「淡路市立学校の県費負担教職員に係る兵庫県教育委員会への内申」につきましても、会議規則第7条第1項第1号に規定する「委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他身分取扱いに関する事件」に当たります。

これは、職員の任免を適切に取り扱うための準備段階の情報であり、正式に発令されるまでの間は、非公開の取扱いが適切と考えます。

ついては、報告第5号及び第6号については、非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、非公開と決定します。

なお、配布資料は、会議次第のみとし、議案等については、備え付け資料を閲覧していただくものとします。

本日の会議は、公開案件、協議・報告事項の順で審議を行い、全て終了後に、非公開の案件及び報告を行い、閉会という流れで進めたいと思います。

それでは、公開の案件から始めます。

最初に、議案第9号「淡路市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件」について、事務局から説明をしてください。

岡山次長

それでは、議案第9号「淡路市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件」について、御説明させていただきます。

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、同公園の所管課が市長部局である産業振興部商工観光課から教育委員会事務局教育部社会教育課へ移管することに伴い、当該部分を改正します。

また、令和3年3月26日付けで、舟木遺跡が国史跡として指定を受け、本市が管理団体となっていることから、当該部分を新設します。

加えて、各種事務事業について、現状に即した内容に改めるとともに、字句の整理を行います。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第9号「淡路市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第10号「淡路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」について、事務局から説明をしてください。

岡山次長

それでは、議案第10号「淡路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」について、御説明させていただきます。

「淡路市行政組織規則」が改正され、全庁的な取組としてデジタルトランスフォーメーションを推進するため、「情報課」が「DX推進課」に名称が変更されます。

この組織編成に伴い、関係する規則に所要の措置を講ずる必要があります。併せて、字句の整理を行うものです。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第10号「淡路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第11号「淡路市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の件」について、事務局から説明をしてください。

山本部長

それでは、議案第11号「淡路市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の件」について、御説明させていただきます。

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正により、教育委員会は、教職員に係る業務量管理・健康確保措置実施計画を定める必要が生じました。そのため、本議案のとおり、案を策定し、提案したものです。教職員が、本来業務である子どもたちと向き合う時間の確保と、自身の健康増進を図ることをめざすものです。

具体的な目標としましては、資料に記載をしておりますが、勤務時間外の在校時間を指標とし、勤務時間外の在校時間が80時間以下の教職員の割合を、100パーセントにすることをめざします。段階的に、在校時間が45時間以下の教職員の割合を、100パーセントにめざしていくこととします。それらを達成すれば、最終的には全教職員の平均的な時間外在校時間が、1か月当たり30時間程度をめざすこととします。また、1年間の年次有給休暇の取得日数が10日以上取得するものの割合を、100パーセントをめざしていきたいと考えております。

これらの目標に対する現状については、資料のとおりです。資料に記載のある情報は、令和6年度のものになりますが、時間外勤務と在校時間等の状

況を、小学校と中学校に分けて記載しております。

目標達成のための対策として、既に部分的に取り組んでおりますが、部活動地域展開の一部実施、中学校におけるテストのデジタル採点の導入、自動音声機能付き電話機の導入、小学校におけるプール監視員の配置、不登校児童生徒支援員の増員等に取り組む、教職員の業務改善を図っていきたいと考えております。また、そのほか今まで取り組んでいる取組もさらに充実させていき、働き方改革の実現を進めていきたいと考えております。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

岸本委員

資料に、「働きがいのある学校づくり」と記載があります。この実施計画の根本の部分が、そこにあるのではないかと、私は理解しました。先生方にとって、「働きがいのある学校づくり」をどうやって進めていくかという点で、大きく三点あるのではないかと考えています。

一点目は、子どもたちと接する時間が、圧倒的に足りていない状況があります。この不足している時間を増やすというのが、大変重要であると考えます。

次に、先生方が負担に感じているものが、ある程度存在すると思います。授業や子どもに対応することに直接関係ないもので、例えば、アンケート等事務的なことであったり、保護者の対応であったり、この負担になっているものを、何らかの形で対応していく必要があるのではと思います。

三点目が、教職員同士の信頼関係を築くということです。現在、その信頼関係を築く時間が少ないから、非常に難しくなっています。先輩と後輩との関係性で、新任の先生が、指導方法などで分からないことがあったときに、先輩の先生に聞きにいったりする状況が、昔は普通にありました。しかし、現在では、まず時間がない状況であることと、それ以上に信頼関係を築けておらず、先輩や周囲がその状況に気付きにくいという状況があります。職員室での雑談などの交流を通して、信頼関係を築く状況があります。現状では、それぞれの仕事で手一杯で、そのようなゆとりがないと思いますので、そういったことを意識して、この計画を進めてもらいたいと思います。

山本部長

岸本委員のおっしゃるとおりで、まず、「働きがいのある学校づくり」が、最終的な目標です。目標として数値を定めたところですが、これは、成果が

達成できたかどうかの指標としての意味合いがあります。しかし、その指標を達成したからといって、「働きがいのある学校づくり」ができたのかというと、必ずしもそうとは限りません。時間的な側面だけではなく、教職員同士の関係構築も含まれるのではと思います。教職員は、新任の教職員も、経験豊かな教職員も、クラスを与えられると、既に同僚になってしまうのですが、そこでOJTの仕組みを取り入れて学びながら育てていくことで、その中で関係性の構築も、おのずとできてくると思います。また、教職員の負担としてよく報道されるものに、保護者対応がありますが、保護者との関係を構築していくためには、必要ところで乗り越えなくてはいけない部分も当然あります。そういったところは、やはり組織として対応するための組織力の構築も求められるのではと考えています。ですので、この計画は、在校時間を指標として削減を目標にはしておりますが、これらを達成しながらチームとしての「学校力」を上げていき、同僚性を高め、働きがいにつなげていけたらと考えています。

#### 橋ヶ迫課長

教育委員会としてまずできることは、やはり時間の確保から取り組むことがスタートではないかと考えています。先ほど話題にあった、教職員同士の会話や雑談の中から、スキルアップのヒントを見つけるといったことは、多々あることですので、そういったことが職員室内で行われるってというのは必要なことと思っています。管理職も、風通しの良い職場作りを意識していただき、いろいろなことが話し合える職場づくりということを進めているところだと思います。しかし、現実として、子どもたちが学校にいる間は、職員室に座って仕事をしている時間がほとんどない状況が多く生まれていて、職員室の中に、教職員があまりいなかったり、授業が当たってない時間でも何らかの支援体制で入っているだとか、そういった時間が多いのが現状かと認識しています。ですので、教職員が行わなければならない仕事以外の部分を、教育委員会として、プールの監視員の委託であったり、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する支援員の配置を進めたりして、負担軽減を図っていかうとしているところです。

また、中学校のデジタル採点についても、これを導入することで、ほかのところに使うことができる時間を生み出すことに踏み出せるのではと考えていますので、具体的にできるところから進めているところです。

#### 角村教育長

テストのデジタル採点を活用することで、どの程度、先生方の負担を軽減

できたり、時間が取れるかっていうことについて説明をしてください。

#### 田村特命参事

デジタル採点の導入により、これまで採点時間に掛かっていた時間から、おおむね3割から5割程度削減できると考えております。

#### 久保委員

デジタル採点システムですが、中学校に先行して導入するとのことですが、小学校には導入しないのでしょうか。また、デジタル採点システムとは、具体的にどのように運用するのでしょうか。

#### 田村特命参事

デジタル採点システムは、マークシートや選択式の問題を採点するものではなく、答案用紙はこれまでと変わりありません。教職員が、それぞれが作成した答案用紙をシステムに読み込ませて、テストを受ける前に、設問ごとの配点を組み立てます。テスト終了後に、生徒の答案用紙をスキャナー等で読み込むことにより、特定の設問の回答が全員分まとめて、一つの画面に表示されます。これは、文章問題でも選択問題でも問題ありません。記号問題については、AIが自動で採点できますが、最終的には人の目で確認します。文章問題については、先生自身が目視しながら確認して採点することになります。時間短縮につながるのは、一つの画面に特定の設問に対する生徒全員分の回答が表示されるので、これまで先生方が一枚ずつ用紙をめくって採点していたことをしなくてよくなります。もう一つは、点数の計算をシステムが自動で行うので、計算間違い等もなくなり、その時間も短縮できます。

小学校への導入の検討については、次年度初めて導入するため、中学校で導入した結果を踏まえて効果を検証し、今後も続けていくのか、小学校に導入するかということを検討したいと考えています。また、小学校は、テストを購入したりするケースがあり、その出版事業者自身がデジタル採点の機能を取り入れようとしているケースもあるため、状況を注視しているところです。

#### 久保委員

教育センターの位置付けや役割について記載がありますが、これは、私が教育センター長を務めていたときにも行っておりました。これを改めて記載しているということは、もっと積極的に教育センターが事業を実施していくということでしょうか。これまでも、相談を受ければ、指導や助言を行って

きましたし、保護者との相談も受けていました。あえて、教育センターから学校へ入っていくように、事業を実施するというのでしょうか。

山本部長

これは、当面の間は、まだ大きく変えるという方向ではありません。現状として、相談の内容の難易度が上がってきている傾向にあります。法的な視点が必要なケースもあり、そういった側面のサポートについても、更なる強化が今後必要になってくるのではと考えています。最近、教職員においても、法的なところで行き詰まってしまうというパターンも散見されるので、今後、そういったところの強化が必要ではないかと思っておりますので、そのような見通しを立てて、体制を整えるという表記にしています。しかし、必ずしも今後そのような方向に進むかどうかは、現段階では何とも言えません。今までどおりの体制を実施していくことは必要と考えていますが、今後の状況を踏まえて、ケースの難易度が上がってきた場合のことを考え、このような記載としています。

久保委員

スクール・ロイヤーに関わっていただくケースも、今後多くなってくる可能性がありますね。

山本部長

今後の状況次第では、そのようなことも十分考えられます。

久保委員

資料の中で、非常に難しいなと感じる点があります。各学校の教育課程の編成を点検することは、学校教育課で実施されていると思うのですが、「学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導助言」については、どのようにされますか。また、「各種調査関係に関して見直す」旨の記載がありますが、現状でも多くの調査等について、負担軽減の観点から配慮されていると思います。今以上に何か削減できることがあるのか、具体的にどのようなことを考えておられますか。

山本部長

まず、指導助言を行う部分については、教育課程の面については、実質的に過剰に取り組んでいる学校があるのが現状です。必要以上に取り組んでいると、今まではやればやるほど学校は丁寧を実施しているということになり

ますが、それが際限なく積み上がってきているという現実があります。その辺りを、ある程度、本来の標準としている授業数を意識するような指導を行っています。また、内容等については、最終的には当然学校の意向を酌んでいくこととなりますが、そのような仕組みとして、見直しが必要なところはその都度助言するという意図で、計画に記載しています。

「各種調査関係」についてですが、既に様々な工夫をしているのですが、これは、まだ具体的な対策というよりは、できるだけ効率よく、不必要なものを行わないようにしています。とはいうものの、現状を把握するためには、ある程度何らかの情報はないと、我々も対応できない部分がありますので、調査には十分な精査が必要であると考えています。

#### 橋ヶ迫課長

「制度・仕組みの見直し」についてですが、授業時数のことについては部長から回答ありましたが、具体的な例を挙げますと、成績処理等を行う繁忙期には、通常は6校時の曜日であっても5校時で終了するように、調整をしながら授業時数の確認も行いながら、進めているところもあります。そういった取組を進めると、適切な授業時数に落ち着いてくると考えています。

次に、「イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し」の部分であれば、実践例として、掃除は、各学校ほぼ毎日時間を位置付けて実施していることが多かったかと思いますが、学校によっては、特定の曜日を掃除の時間を設定せず、その時間分を前に詰めていくと、帰る時間を早くできたり、教員がいろいろ業務できる時間が長くできたりします。しかし、学校によって状況は様々ですので、一律に同じような取組を行うことは難しいと思いますが、学校の状況に応じて、昼休みの時間を特定の曜日は短くしたりして、帰る時間を早めるってような工夫があります。少しずつですが、そういった工夫を重ねていくと、一定の時間を生み出すことができます。これらの取組を、既に校長会で情報共有を行っているところではありますが、各学校で実施を検討してもらえたらと考えています。

#### 田中委員

先ほど話題に出ていましたが、どのような取組があるか他の事例を調べてみました。その中で掃除の話題が先ほど出ていましたが、通常は昼休み後に校内清掃の時間を設けていた学校がありましたが、日課表の見直しによって、校内清掃をせずに昼休みだけの曜日と、昼休みを短くして校内清掃を行う曜日を交互に設定し、児童生徒の下校時刻を30分繰り上げることができた事例がありました。先ほど話題にも出たように、その取組によって、教職

員の退勤時間を早くすることにつながったそうです。例えば、月曜日と木曜日は掃除の日、火・水・金曜日は昼休みだけとするといった組み立てもできるのかなと思いました。

別の話題になりますが、教職員の方の勤務時間外の在校時間を見ると、先生方の負担が非常に大きいということを実感したと、総合教育会議のときにもお話をさせていただきました。この教職員の方の働き方改革を、地域の方や保護者の方の理解を得るために、どのように発信していくかということが課題であると思います。以前、研修会の際に、講師の方が「PTAを通して校内で研修を受けることで、先生方が実際にこれだけ働いている」ということを、現実的な数字を交えて理解してもらおうということをお話されていました。このような取組を、実際に言ってもらってはどうかと思いました。

また、「ストレスチェック」についてですが、高ストレスに現在該当されている方のうち、どれくらいの方がカウンセリングや面談を受けておられるのでしょうか。しんどさを自分自身で感じていながら、日々の忙しさで時間が過ぎていく方が多いのではないのでしょうか。

#### 山本部長

カウンセリングを受けている教職員の割合について、具体的な数値は把握しておりません。しかし、スクールカウンセラーが学校に来訪するタイミングで、そこで相談をするということはありません。例えば、自分自身の心が疲れているといったことだけではなく、一人の相手として話すことで、ストレス発散につながることをなると思います。ここに記載されている高ストレス者の割合は、令和7年度は8パーセントとなっており、今後はこの割合を下回っていくことをめざしています。

#### 橋ヶ迫課長

毎月の教職員の超過勤務時間は集計しており、その報告を事務局へしてもらっています。月当たりの超過勤務時間の合計が、80時間を超える先生がいた場合は、産業医との面談をしていただいて、今後の働き方等についてお話いただいたりしています。人数は多くはありませんが、年間数名程度です。しかし、それがすぐに業務の改善につながっているかどうかは判断しづらいのですが、いろいろな形で話を聞いたりする機会を設けるようになっています。

#### 角村教育長

カウンセリングを受けている人数を把握することは、おそらくでき

ないと思います。行政の職員のケースも、人数の把握は実施してないと思います。しかし、話題にあった産業医との面談というのは、労務管理の観点からだと安全配慮義務があります。労働時間が長くなると、やはり、産業医に関わってもらい、体調を崩す前に対応が必要になると思います。

#### 岸本委員

先ほど久保委員から話がありましたが、授業時数のことについては、確かに国で基準を定められていたと思います。それを、この業務改善の時世だから、ある程度柔軟に対応することによって、その基準を動かしてもいいという捉え方でよいのでしょうか。学校によって、ある程度差異が出ることはあり得ることですか。

#### 山本部長

現状としましては、最低時数は基本的に守る必要があるということが根底にあります。ですので、学校における計画段階で、授業時数を基準より減らすということは想定していません。ただし、次期学習指導要領である程度の柔軟性を持たそうという方向であるという話があるようです。現状では、中学校では基準の授業時数は1,015時間となっていますが、計画がそれを下回ることはできません。今回の業務量計画の趣旨は、どちらかという上限を設定するという意味合いがあります。例えば、学校での設定時数が、1,086時間を超える場合があるので、このような場合は指導することがあります。授業時数の下限は守ることが、大前提にあります。

#### 丹野委員

時間外在校時間が80時間を超えている方の割合が、小学校で0.6パーセントありますが、おそらく何らかの保護者間のトラブルがあったり、いろいろな問題が生じたりしたのではないのかなと思います。何か問題があったときに、ある程度のことは学校で保護者と先生の間でのやり取りによって、お互いに信頼関係を作りながら対応していくことは、大切かなと思います。しかし、ある線を越えたときには、いろいろな方面からの協力を得ながら対応していくことが必要になると思うのですが、その辺りの現場の先生方が判断する基準になるような、これ以上学校で対応するのは無理だから対処をお願いしようというものはありますか。

#### 山本部長

明確な基準はありません。やはり、それぞれの事案によって内容は全く異

なるため、学校長が判断をする体制となります。最初は学年担任による対応が中心にはなりますが、そこにサポートする養護教諭やカウンセラー、生徒指導の担当が入って組織的に行います。次に、管理職も入って学校全体で対応を行うのですが、それでも難しい場合は、先ほど話題に上がった教育センター等に相談しながら、外部の指示を仰ぐ状況となります。最終的には、法的な対処となりますが、事案によってそれぞれ異なるものとなります。

#### 橋ヶ迫課長

現在、問題を学校現場だけで抱えこんでしまうことは避けよう、という認識は、現場ではかなり浸透していると思います。そのため、いじめ問題や保護者トラブル等は、早期の段階で、教育委員会へ必ず報告することになっていますので、その段階で、事案に対する関係機関との連携が必要ではないかという相談は、進めていけるのではないかと思います。

あと、その事案を、ほかの機関に全て対処を任せるということができるケースは良いのですが、どこかで学校も関わり続ける必要があるというケースが多い状況です。ここから先は、もう学校で対処ができないから、ほかの機関で対処を依頼しても、結局その機関でもうまくいかなかったために、問題が学校に戻ってくることもありますので、連携はしながら進めているところです。

#### 丹野委員

真面目な先生であればあるほど、問題を御自身で抱え込んで考えてしまっ<sup>じ</sup>て、時間が過ぎて心も病んでしまうのではないかと、とても気になります。それで、相談しやすい環境というか、何か小さなことでもまず報告するということから、先生の負担が少しずつ減っていくのであれば、それはとても良いのではないかと感じました。

#### 角村教育長

この計画を策定した後の進め方ですが、学校現場への周知や、総合教育会議との連携について説明してください。

#### 山本部長

この計画を策定した後は、まず、市のホームページにアップロードさせていただき予定としております。併せて、学校現場への周知を行うことと、コミュニティスクールがある学校は、その中でも報告していただくことが望ましいかと考えています。市長部局との連携ということで、総合教育会議でこ

の確定した計画を、報告をさせていただき予定としております。令和8年度のなるべく早い時期に行う予定です。

角村教育長

この計画は、令和8年度から4年間で期間としていますが、計画の見直し等の観点は、どのように考えていますか。

山本部長

計画の期間を4年間として、次に見直しを行うという考えでありますが、計画の中で明らかにその時代にそぐわないというものがあれば、その都度報告を上げさせてもらいながら修正をしていく必要はあると考えています。

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第11号「淡路市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の件」について、承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第12号「淡路市就学援助規則及び淡路市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則制定の件」について、事務局から説明をしてください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第12号「淡路市就学援助規則及び淡路市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則制定の件」について、御説明させていただきます。

今回の改正箇所については、基本的に、内規レベルであったことを、改めて、規則として明記するというものになります。規則に明記することによって、申請者が、事前に基準を理解できるという側面と、事務局としても、申請者に対して、根拠をもって説明しやすくすることを目的としています。

新設した内容としましては、就学援助規則、特別支援教育就学奨励費支給規則の両方ともに、申請者の世帯が住民基本台帳上で世帯分離されている場

合でも、実態として生計を一にすると認められる場合には、当該世帯の所得等を合算して、支給要件の審査を行うことを明記しました。また、就学援助と就学奨励費の両方について受給資格が得ることができるような方がおられる場合について、受給者としては、就学援助制度による援助の方が有利になりますので、「就学援助規則による就学援助を優先して受給する。」ということをお明記しています。それから、「申請後の変更については認めない。」旨も明記させていただいております。最後に、申請書の書き方についてですが、改正前は、「取消理由」欄に「下記□（しかく）に数字を記入ください。」と記載されています。この部分が申請者にとって分かりにくく、お問合せを多数いただいている状況であるため、より分かりやすいように改善しています。

#### 岸本委員

先ほど説明していただいた部分で、第7条第5項を新設された部分ですが、具体的にどのようなケースが想定できますか。子ども自身が、具体的にどのような場合に、この項が適用されることになるのでしょうか。

#### 橋ヶ迫課長

まず、世帯分離によって、住民票上は別世帯として登録されていますが、実情として同居していたりするケースがあると考えられます。近年は、多くの家庭の在り方があるため、そういった場合には、実際に同居している方の所得等を合算して、審査を行うこととします。

#### 角村教育長

事務局から一例を挙げて説明していただきましたが、審査基準は実態を基に行うということをお、申請者に対して、事務局からきちんと考え方を説明することが大切になると思います。審査については疑義が生じることもあり得ると思いますので、そういった場合に審査基準を明確にし、同一世帯の考え方を明確にする必要があると思います。

#### 田中委員

同じ部分についてですが、世帯の実態について、実際に分かるものなのでしょうか。

#### 橋ヶ迫課長

委員がおっしゃるとおり、確実に実態を調査していくことは難しい部分も

あります。しかし、実情が分かってくることもあって、分かったときにそのまま見過ごせないこともあったりします。

角村教育長

今回の改正で、この条文を加えたということは、そういった実情が見えてくることであって、規則として明文化することをもって説明できる裏付けを作っているということですね。ですので、実際の運用基準については、事務局において、十分に整理を行ってください。

久保委員

学校が、それぞれの家庭の状況を把握していたり、保健師さんやこども家庭センター、教育センター辺りが把握したりしていることは多いと思います。ただ、同居の実態等まで踏み込んで分かるかは、難しいと思います。

橋ヶ迫課長

そういった情報があつたときには、御本人に確認し、家庭の状況の確認を取って対応したケースもあります。

角村教育長

運用の仕組みを、十分に整理してください。

ほかにはないので、採決に移ります。議案第12号「淡路市就学援助規則及び淡路市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則制定の件」について、承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第13号「淡路市立学校事務職員の標準的な職務についての一部を改正する訓令制定の件」について、事務局から説明をしてください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第13号「淡路市立学校事務職員の標準的な職務についての一部を改正する訓令制定の件」について、御説明させていただきます。

この訓令の改正は、令和2年2月26日付け兵庫県教育長通知に基づい

て、「淡路市学校事務職員の標準的な職務について」を整理したものです。改正の趣旨としましては、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校事務職員が学校組織における唯一の総務財務等に通じる専門職として、その専門性を生かして学校事務を一定の責任を持ち、自己の担当事項として処理し、キャリアに応じた能力を発揮しながら、より主体的積極的に学校運営に参画することを目的としており、改正前よりも職務内容についてより詳細にわたり明示しております。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

田中委員

改正の内容を見ると、仕事量が増えているように感じます。教員の方と一緒に仕事をすると、業務の線引きも難しいところがあるのかも知れませんが、現状として、学校現場で現在勤務されている事務職員の方だけで、業務は十分に対応できているのでしょうか。不足していたり、増員を考慮おられたりする状況はありますか。

橋ヶ迫課長

今回の改正を見ると、業務の分量が増えたように見えます。しかし、今回の改正には、これまで明確に書かれていなかった部分をきちんと明確にするという意図があります。ですので、従来と比べて、何か特別に変わったことをしなければいけないという部分ではないかと考えています。この通知が発出された段階で、学校事務をつかさどるところを基にして、主体的に考えて職務を遂行するという方向になっています。

実態として、事務職員の方々については、先ほど話のあった超過勤務時間については、大幅な超過勤務はないかと考えています。しかし、年度の始めや終わりといった業務が集中する時期については、それなりの超過勤務が発生していると認識しています。

角村教育長

事務が過分に増えたのではなく、この規程の中身を精査して、きちんと現実合うように整理し、職務をカテゴライズしたということですね。

岸本委員

事務局からの説明では、既存の訓令の一部改正ということでしたが、実際

の改正箇所は非常に多岐にわたっているように思います。何か、大きく変更となったポイントはあるのでしょうか。

橋ヶ迫課長

基本的には、県の通知にそろえ、それに準じたものとする方が、非常に分かりやすく内容の漏れがないということで、県の通知を地域に合わせた形にしています。表現については大幅に変わっていますが、大きく業務が変わった点は、特にありません。

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第13号「淡路市立学校事務職員の標準的な職務についての一部を改正する訓令制定の件」について、承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第14号「淡路市学校運営協議会設置の件」について、事務局から説明をしてください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第14号「淡路市学校運営協議会設置の件」について、御説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項及び淡路市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、新たに、学校運営協議会を設置します。設置する学校運営協議会は、資料に記載のとおり、淡路市立中田小学校運営協議会、淡路市立大町小学校運営協議会、淡路市立学習小学校運営協議会です。

学校運営協議会は、過去には、令和6年度に北淡小学校運営協議会、令和7年度に一宮小学校運営委協議会を設置しており、令和8年度に3校新たに設置することで、設置されている学校数は合計5校となります。

今後も順次設置する予定としており、令和9年度に向け、津名東小学校と北淡中学校で準備を進める予定としています。

角村教育長

学校協議会を設置した場合、保護者に対して、どのように周知する予定ですか。

橋ヶ迫課長

基本的に、学校から地域の保護者へ周知することとなります。

角村教育長

市議会の委員会の中で、これに対して意見があり、こちらから説明する機会がなかったのですけれども、中田小学校、大町小学校と設置された場合、それが、各地区の三つの保育園の統合と関係するのではないかという趣旨の質問がありました。その点について、説明をお願いします。

橋ヶ迫課長

本件は、保育所の統合とは、全く関係はありません。

角村教育長

もう一つ意見があったのですが、学校運営協議会は地域が求めているのかどうかという点です。教育委員会が学校に対して無理に設置をさせているのではないか、そのような意図として捉えられても仕方がないのではという声がありましたが、その点について説明してください。

橋ヶ迫課長

この学校では必ず実施しなさいという形で指定し、設置しているではありません。学校運営協議会の制度について学校に十分説明をし、学校が、協議会を設置できそうな環境かつ設置したらメリットがあると判断した場合に、学校から設置を申し出るという形式となっています。今回も、一斉に全ての学校で設置ということではなく、学校の現状に合わせながら、設置していくという方式としています。

また、具体的に何が進んでいるのかという点は、まだ始まったばかりですので、これから分かってくる状況かと思いますが、どの学校においても、地域の方が非常に熱心にこの取組を捉えてくださっているということを聞いています。ここは、淡路市の非常に良いところではないかと思っています。これは、学校教育運営協議会を設置してない学校でも、地域の方が非常に学校に対して熱い思いを持っていただいていることも多く、そういった力を学校に寄せていただいている状況の中で進めているため、先ほどの意見のよう

なことは、当てはまらないのではないかと考えています。

角村教育長

教育委員会としては、法律で訓示規定により、協議会の設置に努めなければならないとされています。法律がそのように求めているため、全ての学校において協議会を設置する方向ではあるものの、無理に設置を求めるようなことではないということですね。

橋ヶ迫課長

先を見通すと、全ての学校に設置していくという方向にはなっています。国としても、そのような方針を示して進めていくという姿勢となっていますので、順次、理解を得ながら進めていくように考えております。

角村教育長

学校評議員と、学校運営協議会の役割や設置趣旨の違いについて、説明してください。

山本部長

学校評議員は、学校が外部の有識者に意見を頂いて、学校長が学校経営に関する助言や相談をする立ち位置となります。

橋ヶ迫課長

学校運営協議会については、学校運営に関する基本的な方針を承認することとなっています。学校長の方から、学校運営の方針を示し、これに対して承認するという役割があります。それから、学校運営協議会委員は学校運営に関する意見を、学校に対して申し出ることができます。また、これまで学校評議員もされていたかとは思いますが、学校運営に関する評価を行うこととなっています。

角村教育長

ほかにないようですので、採決に移ります。議案第14号「淡路市学校運営協議会設置の件」について、承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第15号「淡路市学校運営協議会委員の任命の件」について、事務局から説明をしてください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第15号「淡路市学校運営協議会委員の任命の件」について、御説明させていただきます。淡路市学校運営協議会の委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び淡路市学校運営協議会規則第8条第1項の規定に基づいて、淡路市学校運営協議会委員を任命します。任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。委員の定数は、規則により、学校によって15人以内となっております。そのため、学校によっては委員数に多少違いはあります。

それから、委員の構成については、学校と地域を結び付けてくださる位置付けである「地域学校協働活動推進員」を担っていただける方、地域住民の方、それから保護者の方で構成されています。

久保委員

学校運営協議会の会長という位置付けの方は、いらっしゃいますか。

橋ヶ迫課長

規則第12条に、会長と副会長を置くこととし、互選により定めることとしております。

今後、各協議会においては、任命された後に集まってもらい、互選により会長及び副会長が定められるものと考えています。

久保委員

既に設置されている北淡小学校や一宮小学校は、どうなりますか。

橋ヶ迫課長

今回、改めて任命いたしますので、任命後に改めて決定されます。

角村教育長

委員の選任方法について、学校や校長先生、教育委員会が、どのように関わっているか説明してください。

橋ヶ迫課長

基本的には、学校長の方から声掛けしたり、前任委員の方からの御紹介があったりといった方法です。公募したということは、聞いておりません。

丹野委員

委員の構成についてですが、学校によっては推進員が多かったり、地域の人が多かったりしており、地域によって人数差があるのですが、構成の割合について、定めはありますか。

橋ヶ迫課長

定めについては、特にありません。

角村教育長

ほかにないようですので、採決に移ります。議案第15号「淡路市学校運営協議会委員の任命の件」について、承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第16号「淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の件」について、事務局から説明をしてください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第16号「淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の件」について、御説明させていただきます。淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、任期が、令和8年3月31日で満了することに伴い、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱します。任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。昨年と比べて、人数については特に変更はありませんが、構成は若干変更があります。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第16号「淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の件」について、承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第17号「淡路市特定奨学等基金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、事務局から説明をしてください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第17号「淡路市特定奨学等基金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、御説明させていただきます。主要な改正点については、支給額の上限を6万5,000円から10万円に引き上げているところです。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

角村教育長

特定奨学金の支給対象者は、どの程度の数を見込んでいますか。

橋ヶ迫課長

13人を見込んでいます。

角村教育長

過去の実績は、どのようになっていますか。

橋ヶ迫課長

例年の推移を見ると、少ない年度や多い年度がありますが、平均すると、

おおむねその程度の人数となります。

角村教育長

支給額の上限を、6万5,000円から10万円に引き上げた理由について、説明してください。

橋ヶ迫課長

昨今の情勢により、物価高騰が進んでいることもあり、通学費用が6万5,000円以上掛かっておられる方がいることから、保護者負担軽減の観点から、今回の改正を提案したものです。

角村教育長

ほかにないようですので、採決に移ります。議案第17号「淡路市特定奨学等基金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第18号「淡路市スポーツ推進委員の委嘱の件」について、事務局から説明をしてください。

片平部長

それでは、議案第18号「淡路市スポーツ推進委員の委嘱の件」について、御説明させていただきます。スポーツ基本法第32条及び淡路市スポーツ推進員規則第2条の規定により、淡路市スポーツ推進委員を委嘱するものです。今回の任期は、令和8年から令和9年と2か年としております。

現状としては、近年の委嘱人数は、32人で推移しております。規則では、委員の人数は50人以内と規定しておりますが、淡路市発足から20年を経過し、状況を十分検討し、委員の皆様と協議をさせていただく中で、現在の体制となっております。

今回は新たに4人の方に委嘱することとしておりますが、長きにわたって御活躍いただいております委員の皆様につきましても、意欲が衰えることなく、しっかりと熱意を持って対応いただいておりますことから、継続して委

嘱しようとしているところです。

全体の男女比は、女性が14名、男性が18名であり、スポーツに関する部分での配慮というところは、十分に機能するのではなかと考えております。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ほかにないようですので、採決に移ります。議案第18号「淡路市スポーツ推進委員の委嘱の件」について、承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。それではここで暫時休憩します。

(暫時休憩)

角村教育長

それでは再開します。

議事が終わりましたので、続いて、協議・報告事項へ移ります。

報告第7号「文化ホール運営審議会の会議報告」について、事務局から説明してください。

平本次長

それでは、報告第7号「文化ホール運営審議会の会議報告」について、御報告させていただきます。

本協議会は、文化ホールにおける各種事業の企画や運営方法等について調査・審議するために設置しており、現在5人の委員を教育委員会が委嘱し、地域で芸術文化活動に携わる方々に御参画いただいております。これまでに

28回開催しており、第29回となる今回は、令和8年2月25日に開催し、議題として、文化ホールの指定管理状況等について協議しました。

まず、しづかホール・サンシャインホールの両ホールの指定管理者である神戸国際ステージサービス株式会社が、令和8年度から令和12年度までの5年間、引き続き指定管理を行うに当たり、今後の管理運営に関する基本的な考え方や事業計画等について説明を行い、その後、委員の皆様から御意見をいただきました。主な質疑や回答につきましては、資料のとおりです。現在実施している各種イベントや管理状況については、継続を望む意見が多く寄せられました。また、今後の施設の設置意義をより発揮していくためには、地域全体で芸術文化振興への機運を高めること、さらに、イベント等の周知においては、関心を喚起する工夫が必要であると意見がありました。

社会教育課としましては、協議会でいただいた御意見を踏まえ、今後も指定管理者と連携しながら、必要な設備更新を進めることで、施設の機能向上に努めてまいります。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

角村教育長

来年度、サンシャインホールで予定している工事の概要について、説明してください。

平本次長

サンシャインホールは、建築から約29年経過しており、定期的に設備を更新しています。令和8年度は、ホール内と客席照明をLED化します。舞台照明については、その性質上、LEDではなくハロゲンランプを採用する予定としています。

令和8年度の工事に要する予算額としては、約2億5,000万円で議決いただいております。設計業務は、令和7年度中に行っているため、令和8年度早期に、制限付き一般競争入札を実施したいと考えています。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

ほかにはないので、報告第7号「文化ホール運営審議会の会議報告」について、報告を終わります。

続いて、報告第8号「社会教育委員会及び公民館運営審議会の会議報告」

について、事務局から説明してください。

平本次長

それでは、報告第8号「社会教育委員会及び公民館運営審議会の会議報告」について、御報告させていただきます。

令和8年3月5日に、淡路市防災あんしんセンターにおいて、社会教育委員会と公民館運営審議会の合同会議を開催し、委員・事務局、合わせて29名が出席しました。当日は、今年度の社会教育事業について、資料に記載している内容を、担当係ごとに説明し、また、映像を用いた成果報告を行いました。

動画では、10年ぶりに実施された市指定民俗文化財の「伊勢の森神社の梯子獅子」の様子や、「二十歳の祝典」で二十歳の代表の方が感謝の手紙を読み上げる場面、また、「図書館での取組」をプレゼンテーション発表し、スポーツ振興関係では、本年度のスポーツ表彰で特別賞を受賞され国際大会に参加し、優秀な成績を収められた競技種目の紹介など、多種多様な情報を共有しました。

質疑では、文化財保存事業等補助金の補助対象の確認や周知方法についての御意見や、図書館のイベント状況動画を、親子が集まる施設などでも放映してはどうかとの御提案もいただきました。また、次年度に、北淡震災記念公園が当課へ移管されることを踏まえ、市民の防災意識向上により一層取り組んでほしいとの御意見も寄せられました。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、報告第8号「社会教育委員会及び公民館運営審議会の会議報告」について、報告を終わります。

続いて、資料No.3「淡路市教育長交際費支出基準要綱の制定」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、資料No.3「淡路市教育長交際費支出基準要綱の制定」について、御説明させていただきます。

教育長の交際費につきましては、平成25年に、淡路市教育委員長の交際費支出基準（慶弔関係）を定め、支出しているところです。このたび、更なる交際費の適正な支出及び透明性の確保を図るため、交際費の支出内容を公表することとし、その支出基準及び公表に関する事項を定めましたので、御報告させていただきます。

現在、支出基準及び内容については、ホームページに掲載をさせていただいているところです。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

（特になし）

角村教育長

ないようですので、資料No.3「淡路市教育長交際費支出基準要綱の制定に」については、報告を終わります。

続いて、資料No.4「舟木遺跡整備計画検討会の会議報告」について、事務局から説明してください。

平本次長

それでは、資料No.4「舟木遺跡整備計画検討会の会議報告」について、御説明させていただきます。

舟木遺跡は、これまでの発掘調査成果が評価され、令和3年に国指定の史跡となり、公開に向けて、現在、整備計画の策定を進めています。

計画は、令和7年度、令和8年度の2か年かけて作成し、文化財や史跡整備に関する専門家と地元代表者による「舟木遺跡整備計画検討会」を設置しています。令和8年2月24日の検討会では、多くの御意見をいただき、現在、計画素案の前半部分がほぼまとまり、今後、後半部分に取り掛かろうとしております。

なお、本計画は基本計画であり、具体的に「どこに何を整備するのか」といった詳細計画ではありません。整備の方向性や、見学・体験に必要な要素について、今後の方向性や必要な機能を整理するものです。引き続き、有識者及び地域住民の御意見を伺いながら、舟木遺跡を適切に保存し、有効活用

していくために必要な整備計画の完成に向け、策定作業を進めてまいります。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.4「舟木遺跡整備計画検討会の会議報告」については、報告を終わります。

続いて、資料No.5「文化財保存活用地域計画推進会議の会議報告」について、事務局から説明してください。

平本次長

それでは、資料No.5「文化財保存活用地域計画推進会議の会議報告」について、御説明させていただきます。

令和8年3月4日に、本市の文化財行政のマスタープランであります「淡路市文化財保存活用地域計画」の推進会議を開催しました。

本計画は令和3年に策定し、その後文化庁の認定を受け、令和4年から施行しております。計画期間は、令和3年度から令和13年度までの10年間で、本年度で4年目を迎えております。本計画は、市内の歴史文化遺産の保存・活用の方向性を示しており、「歴史文化を活かしたまちづくりのための基盤をつくる」、「歴史文化の価値を「守り、伝える」、「地域の歴史文化の魅力を地域活力の向上に「活かす」」ことを目的としており、これらの達成に向け、数値目標を設定し、計画の進行管理を図りながら、文化財の各種事業を展開しております。

推進会議の委員には、文化財の有識者やまちづくり協議会、観光協会や商工会など幅広い分野から御参加いただき、今年度の事業評価や各団体の取組などを共有しました。

主な意見としましては、「事業の実効性を高めるため、数値目標を見直してはどうか。」といったものや、「淡路市は、他の自治体に比べ恵まれた環境にあり、それらを生かした事業展開を期待する。」といった御意見がありました。

引き続き、限られた予算の中、国や県の補助金を最大限に活用するととも

に、地域の皆様のお力もお借りしながら、文化財行政の着実な推進に努めてまいります。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.5「文化財保存活用地域計画推進会議の会議報告」については、報告を終わります。

続いて、資料No.6「淡路市指定管理者候補者選定・評価審議会委員の委嘱の件（しづかホール・サンシャインホール・中浜稔猫美術館・陶芸館）」について、事務局から説明してください。

平本次長

それでは、資料No.6「淡路市指定管理者候補者選定・評価審議会委員の委嘱の件（しづかホール・サンシャインホール・中浜稔猫美術館・陶芸館）」について、御説明させていただきます。

淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第15条第1項では、「指定管理者の候補者の選定及び施設管理の実施状況等に関する評価について調査審議するため、指定管理者を指定した公の施設ごとに審議会を置くこと」とされています。

今回、対象施設である「しづかホール・サンシャインホール」「中浜稔猫美術館・陶芸館」の指定管理者候補者選定・評価審議会委員につきまして、現委員の任期が、令和8年3月31日で満了することに伴い、条例に基づき、新たにそれぞれ6名の委員を、市長が委嘱又は任命するものです。被委嘱者につきましては、資料のとおりです。

任期は3年間で、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなります。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.6「淡路市指定管理者候補者選定・評価審議会委員の委嘱の件（しづかホール・サンシャインホール・中浜稔猫美術館・陶芸館）」については、報告を終わります。

公開案件の、協議・報告事項については、終了いたしました。

それでは、これからの進行については、事務局の岡山次長で進めてください。

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

久保委員

木造聖観音立像の御開帳とありますが、これは、どこにあるものですか。

事務局

淡路市佐野の<sup>えんじょうじ</sup>円城寺にあります。

久保委員

後援名義の使用報告で、「AWAJISHIMA COLLECTION! 2026」というのは、どういったものでしょうか。また、「AWAJI さぶかる EXPO 2026」についても説明してください。

平本次長

最初に、「AWAJISHIMA COLLECTION 2026」につきましては、3月14日土曜日と15日日曜日に淡路市立サンシャインホールで開催されたもので、淡路島の人や食、そしてモノを集め、地元の人が淡路島の魅力を再認識していただき、これによって他の活力が生まれて、その活力で島外へ魅力を発信する機会にするというような催しです。事業内容は、島内の飲食店やハンドメイド作家による販売であるとか、ステージでの講演会や、また、キッズ服の交換会等のプログラムが催されました。

次に、「AWAJI さぶかる EXPO 2026」につきましては、淡路島の

サブカルチャーの発信と交流をするというもので、行事の内容は、4月12日日曜日に、さの小テラスで開催されます。淡路島と県内外を含むサブカルチャーのステージとキッチンカーによる出店などが催されます。

岡山次長

ほかにはないので、教育委員会に係る訴訟について、山本部長より御報告させていただきます。

山本部長

訴訟についての御報告です。本事案は、原告が教育委員会に対して請求した情報公開について、公開請求手数料の納付の取消しを求めるというものです。3月19日に判決言渡しがあり、原告の訴えを却下するものでした。

岡山次長

ただ今の御報告について、何か御質問や御意見等ございますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないので、続きまして、学校教育課から報告があります

橋ヶ迫課長

令和8年度からの気象警報発表時の対応について、御報告させていただきます。

令和8年4月8日から、午前7時現在で、淡路市に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪のいずれかの警報が発表されている場合は、その日は、小・中学校を臨時休業とすることといたします。これまでは、該当の警報が発令された場合、午前10時まで自宅待機とし、午前10時時点で警報が解除されていない場合は、学校を臨時休業するという2段階で判断をしていました。

午前10時という判断のタイミングがあることで、気象警報が解除され登校することとなった場合、本市の現状としては、校区が広範囲にわたっていることや、スクールバスの手配が必要になるということがあり、多くの保護者が送迎のことや、登校時間にかなり時間差が出てきてしまうというようなところがありました。それから、多くの保護者の方が、子どもを家に置いて御自身は出勤してしまうということになると、保護者としては、子どもが登

校したかどうか確認できず、置いて出てしまわないといけないというような状況が多数生まれてしまうということがあることがあります。それから、保護者の方としては、弁当の準備が必要になってくる等の課題があったことから、このたび、変更をするという方向になりました。

なお、洲本市、南あわじ市も同様の対応をするという方針で進めているところです。

岡山次長

ただ今の報告について、何か御質問や御意見等ございますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、以上で公開の報告事項を終了します。  
続いて、進行は教育長においてお願いします。

角村教育長

ここからは、非公開案件となります。事務局で、対応をお願いします。  
それでは、報告第5号「教育委員会の職員の任免について」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質疑、意見交換)

角村教育長

報告第5号「教育委員会の職員の任免」について、報告を終わります。  
続きまして、議案第6号「淡路市立学校の県費負担教職員に係る兵庫県教育委員会への内申に関する臨時代理」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質疑、意見交換)

角村教育長

報告第6号「淡路市立学校の県費負担教職員に係る兵庫県教育委員会への内申に関する臨時代理」について、報告を終わります。

続いて、事務局から報告事項がありましたら、よろしく願いいたします。

事務局

(報告)

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質疑、意見交換)

角村教育長

報告事項が終わりましたので、これより公開といたします。事務局で対応をお願いします。

岡山次長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、4月17日(金)午後2時00分から淡路市役所本庁舎2号館3階大会議室4、5を考えていますので、よろしく願いいたします。それでは、閉会の言葉を、田中教育長職務代理者をお願いいたします。

7. 閉 会

田中教育長職務代理者

(挨拶)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。